

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願います。
 つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱に関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、
 確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱に関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号						学籍番号	提出日	西暦	年	月	日
6	1	0					生年月日	西暦	年	月	日 (満 歳)
大学(院)			学部	学科(科)	年次	フリガナ					印
短期大学						課程					
学校											

機構使用欄 (変更始期)	年			月	
	2	0			

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日	西暦	年	月	日	〒		
家族住所(自宅)	世帯主氏名 ()							〒	
変更内容 (該当するいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック) 希望する減額始期 (Bのみ記入)	A 通学形態変更(自宅外→自宅)による減額		入居月の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)						
	B その他の減額		<input type="checkbox"/> 自宅外月額から自宅月額へ <input type="checkbox"/> 上記Aを除く、その他の減額 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 転学・編入学による※						
		本願(届)を学校へ提出した月の属する年度の4月(当該年度採用者で、貸与開始月が5月以降の場合は貸与開始月)以降で、本人が希望する月を記入 ※年度内精算が可能な範囲に限る。		減額始期:		2 0 年 月			
※編入学奨学金継続願・転学奨学金継続願に合わせて月額変更願を提出する場合の減額始期については、学校の担当者に確認してください。									
従前の奨学金月額	円		希望する奨学金月額		円				
変更する理由									

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所 (親権者・未成年後見人)	電話番号
	氏名 (自署)	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
親権者	住所	電話番号
	氏名 (自署)	印 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署・押印してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

● 学校記入欄(必須)

返還誓約書機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 済
---	----------------------------

※返還誓約書提出の上、「済」にチェックをしてご提出ください。

学校名

関係課長(※)

職印

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

学校番号	区分	電話番号(担当者名)
		- - ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務(返還業務を含む)、奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。 (19.4)

■ 第一種奨学金の変更可能月額一覧表

(注意点)

- ・ 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い、月額を増額変更する場合

「月額変更願(増額)」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。

対象者: 2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校(4・5年生), 専修学校(専門課程)に入学する者(※1)の変更可能月額

区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年次)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額(※2)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※1. 転入学後に採用となった者は転出校における入学年月が2018年度以降である者、編入学後に採用となった者は編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込み時の年次に進級した場合の入学年月が2018年度以降の者が対象です。

※2. 最高月額は申込時における家計支持者の年収で最高月額を選択可と判定された者が選択可能です。

※3. 最高月額選択可能な自宅外通学者は、自宅月額の最高月額も選択可能です。

対象者: 上記以外の者の変更可能月額

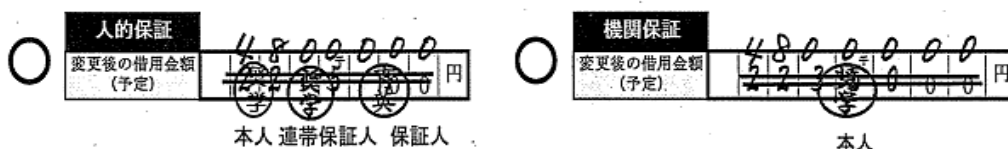
区分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校(1~3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校(4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

※ 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

■ 変更後の借入金額訂正方法

別紙「【参考】『変更後の借入金額(予定)』欄の訂正方法について」を参照してください。

正しい金額を訂正した欄の上部余白に、はっきりと記入してください。



■ 人的保証選択者が月額を増額変更する場合

連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付が必要。